

第1部 総説

第1章 宮城県の環境施策の展開

宮城県は、平成7年4月に、「環境基本法」（平成5年法律第91号）制定等の国内動向を踏まえ、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「環境基本条例」（平成7年条例第16号）を施行しました。平成9年3月には、同条例の理念を具体化するため、県が環境施策を進める上での総合的指針となる「宮城県環境基本計画」を策定し、基本目標の達成に向けて各種施策を進めました。平成18年3月には、この計画の期間が終了したことを受け、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする、新たな環境基本計画の策定を行いました。

環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を明らかにし、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構成するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有したものであり、本県の環境施策は同計画に沿って展開していくことになります。

平成23年10月には、東日本大震災による甚大な被害からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計

画」を策定しました。現在は、本計画に基づき県政を運営しているところですが、環境政策においては、計画の中で掲げる「持続可能な社会と環境保全の実現」を目指し、復興を図りながら環境基本計画で掲げる将来像を実現するための施策展開が必要になります。

宮城の豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、地球温暖化などの直面する課題に対応しつつ、環境の保全等の施策を幅広くかつ積極的に展開する必要があります。そこで、今後の施策の更なる拡充を図るため、平成23年度から「みやぎ環境税」を導入し、本県の良好な環境保全及び創造に資する環境施策をまとめた「みやぎグリーン戦略プラン」に基づく事業を開始しました。「みやぎ環境税」を活用し、自然エネルギー・省エネルギー設備の導入及び間伐等の森林整備などに対する支援を行っていきます。

一方、県自ら環境負荷削減に向けた取組として、「宮城県環境保全率先実行計画（第4期）」に基づき、事務事業の執行に伴い発生する環境負荷の削減（省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及びグリーン購入の推進等）に取り組んでいます。特に、平成23年度は、東日本大震災に起因する電力需給の逼迫を受け、一事業者の立場から、宮城県内の他事業者や家庭の模範となるよう節電を率先して実施しました。



▲図1-1-1 宮城県の環境施策体系の相關図

～震災復興と持続可能な社会の実現に向けた宮城の取組～

平成23年3月11日14時46分、三陸沖（牡鹿半島の東約130km）を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生しました。
この地震により、県では強い揺れを観測し、さらに津波による多大な被害を受けました。
この震災を契機として、エネルギーの重要性和、その利用のあり方をはじめとした一人一人のライフスタイルのあり方が問い直される中、県では、復旧・復興に向かっていく上で、環境と経済を両立させた「グリーンな復興」を目指して施策を展開していきます。

1 みやぎの節電 ～一日も早い復興のために～

東日本大震災により、太平洋岸にある多数の発電所が甚大な被害を受け、稼働停止や東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全国各地で電力供給不足となりました。東北電力管内では、電力供給量の逼迫が続き、平成23年7月1日から9月2日まで、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第27条に基づく電気の使用制限令が発動されました。

県は、電力需給のバランスを保ち、一日も早い復興につなげるため、県内の事業者や家庭における節電の必要性を呼びかけるとともに、自らも事業者の立場から節電を率先実行しました。

(1) 県民を挙げた節電運動

東北電力及び東京電力の管内で電力使用制限令が発動された平成23年7月1日に、県民を挙げた節電運動を推進するため、「みやぎ節電推進会議」を開催しました。この会議には県内の市町村や企業など約90団体が参加し、「みやぎの節電クールライフ宣言」が採択され、家庭や職場において節電に努めていくことが宣言されました。

また、同年8月には、電力需給が逼迫している

ことを踏まえ、「緊急節電アピール」を行うとともに、「節電街頭キャンペーン」を行い、節電へのより一層の協力を呼びかけました。

さらに、家庭における節電を広めるため、県内の小学生を対象に「みやぎ節電コンテスト」を実施し、節電に取り組み、前年の電気

「みやぎの節電 クールライフ宣言」
～合い言葉は節電～

私たち宮城県民は、家庭や職場において**クールライフ**に取り組み、節電に努めることを決意し、ここに宣言します。

一、一人ひとりの節電で、一日も早い**宮城の復興**に努めよう。
一、「**小さな節電、大きな力**」で、節電を実践しよう。
一、**エアコンと照明**を、最小限に抑えよう。

平成23年7月1日 みやぎ節電会議

みやぎ 小学生対象 節電コンテスト

節電に努めることで、省エネ機器の普及や、省エネ意識の向上が期待されています。また、省エネ機器の普及や、省エネ意識の向上が期待されています。また、省エネ機器の普及や、省エネ意識の向上が期待されています。

※応募資格：宮城県内の小学生（学年・学年を問わず）
※応募期間：平成23年7月1日～8月31日
※応募方法：各自治体・学校等に配布された応募用紙に記入し、封筒に入れて郵送してください。
※賞状：各賞状に、各賞状の裏面に貼付された写真（1枚）を添付してください。
※お問い合わせ先：みやぎ節電推進会議事務局
〒980-0001 仙台市青葉区中央1-1-1 仙台市役所5階
電話：022-2311-2367
FAX：022-2311-2368

▲みやぎ節電コンテストチラシ

使用量と比べて15%以上の削減を達成した方をホームページ上で紹介しました。

(2) 県自らの節電

ア 夏の節電（7月～9月）

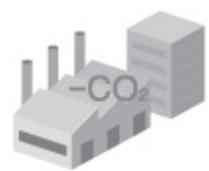
県有施設一丸となり、平成22年度の使用最大電力の15%抑制を目標に掲げ、執務室1/2消灯やコピー機の使用台数制限（1/2）、空調の効率的運転、執務室電気ポット休止及びエレベータの間引き運転を重点的に取り組みました。

また、各職場に対する節電パトロールを月2回実施し、3か月間、徹底して節電に取り組みました。

その結果、県庁舎では昨年の使用最大電力に対して19.4%抑制される等、県有施設全体で電力の使用状況の把握が可能な219施設（特別高圧電力及び高圧電力で契約している施設）のうち、117施設で目標を達成しました。



▲節電パトロール中の風景



イ 冬の節電（12月～3月）

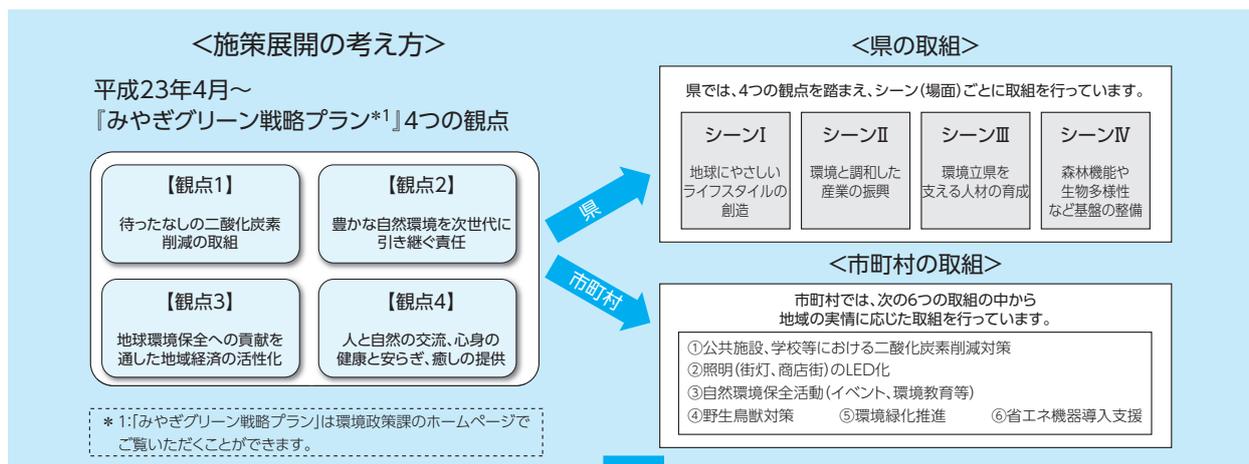
夏ほど電力需給の状況が厳しくならない見通しであり、国の電力需給対策において、東北電力の数値目標が示されなかったものの、一事業者の立場から今夏に引き続き節電に取り組み、平成22年同月の使用最大電力と比較して5%削減することを目標に掲げ、可能な範囲での照明の間引き、パソコンの省エネモード設定などの取り組みを行いました。この結果、県庁舎では全ての月で5%以上抑制し、目標を達成しました。

2 平成23年度から本格始動！「みやぎ環境税」を活用した取組

宮城の豊かな環境を適切に保全・創造し、次の世代へ引き継いでいくため、様々な環境施策を一体的・複合的に展開し、喫緊の環境問題に対して新たに実施又は拡充を図る施策に充当する財源として、平成23年4月から「みやぎ環境税」を導入しました。

平成23年度は、今後5年間の「みやぎ環境税」を活用する事業内容を取りまとめた「みやぎグ

リーン戦略プラン」*¹に基づく施策の中から、震災復興に配慮した「節電・省エネ対策の推進」と「生活基盤の再建と災害に強い県土保全」の視点を加えて、下記「平成23年度におけるみやぎ環境税を活用した取組の概要」に示す11事業を実施しました。宮城の「目指す姿」*²の実現に向けて取組を推進していきます。



①低炭素社会構築に向けた新しいライフスタイルを県民挙げて創造していく宮城県

目指す姿 *²

②森林や生物多様性など自然環境を積極的に守り育てる宮城県

平成23年度の主な実績

シーンⅠ	シーンⅡ	シーンⅣ	市町村支援事業
<p>住宅用太陽光発電普及促進事業</p> <p>家庭における二酸化炭素排出量の削減を図るため、住宅用太陽光発電システムを新たに設置した方に、システム1kWあたり2.5万円(上限10万円)を助成しました。</p>  <p>県産木材を多用した住宅建築による炭素固定量の増加</p>	<p>県産材利用エコ住宅普及促進事業</p> <p>優良みやぎ材などの県産材を一定以上使用した戸建て木造住宅の建て主に対して助成(上限50万円/棟)しました。</p>	<p>省エネルギー・コスト削減実践支援事業</p> <p>省エネルギー設備を導入する民間事業者に対し、導入経費の一部(補助率1/3、被災事業者は1/2)を助成しました。</p>	<p>新エネルギー設備導入支援事業</p> <p>太陽光発電をはじめ、風力、太陽熱、バイオマスなどの新エネルギー設備を導入する民間事業者に対し、導入経費の一部(補助率1/3、被災事業者は1/2)を助成しました。</p>
	<p>森林吸収オフセット推進事業</p> <p>森林整備による二酸化炭素吸収量を可視化し、取引を行う「カーボンオフセット」を定着、拡大を図るため、クレジットの取得と取引・流通の基盤づくりを進めました。</p>  <p>太陽光発電設備の導入例</p>	<p>温暖化防止 間伐材推進事業</p> <p>森林所有者などに対し、二酸化炭素吸収能力の高い成長期(11年～25年)の初回間伐や作業道の整備に要する経費の一部を助成しました。</p>	<p>野生鳥獣適正保護管理事業</p> <p>地域の生態系保全を図るため、ニホンジカの個体数を抑制するなど、人と野生鳥獣のすみ分けを図りました。</p>
		<p>新しい植林対策事業</p> <p>震災による津波被害や山火事により被害を受けた箇所などへ供給するスギ苗木を生産するための施設を設置しました。</p>	<p>みやぎ環境交付金事業</p> <p>地域の環境課題に対応するため、市町村が実施する事業に対し、補助金を交付しました。</p> <p>※具体的な取組内容はお住まいの市町村環境関係課にお問い合わせください。</p>
		<p>環境林型県有林造成事業</p> <p>森林の多面的機能の維持向上を図るため、伐採跡地へスギや広葉樹の植栽を行いました。</p>  <p>間伐が行われ適正に経営されている森林</p>	

*²各事業実績の詳細は、第3部第1章に記載しています。
なお、シーンⅢは、震災復興・復興業務優先のため休止しました。

▲図1-1-2 平成23年度におけるみやぎ環境税を活用した取組の概要

第2章 環境基本計画の進捗状況

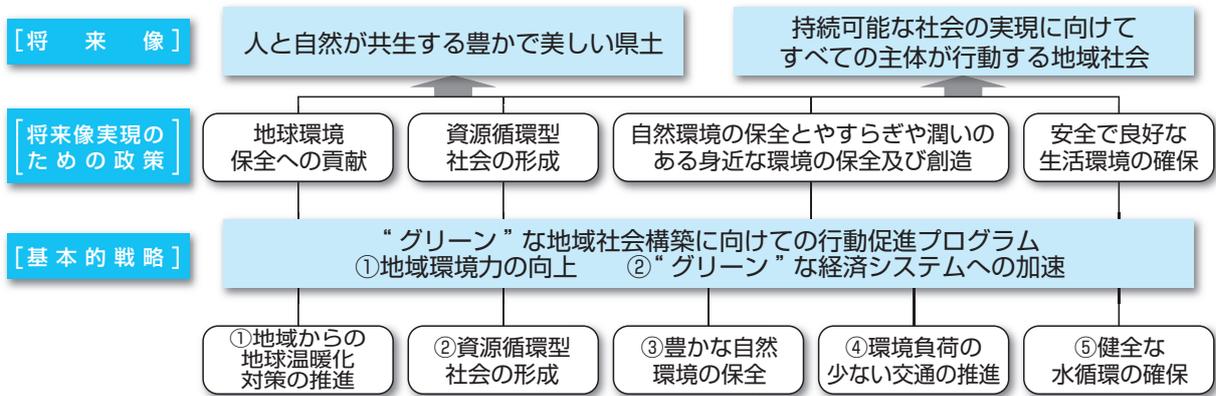
第1節 環境基本計画施策体系

1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

県内の各主体が連携し、及び協働して、宮城の環境をより良くしていくためには、本計画の目標とする将来像がすべての主体の共通の認識となる必要があります。本計画が目指す将来像は、第一に、「現在の環境に関する課題が解決されているとともに、本県の優れた自然環境等が確実に維持され、及び保全されている人と自然が共生する豊かで美しい県土」とし、第二に、「このような県土の実現から地球全体で取り組むべき地球環境問題

並びに資源及びエネルギー問題の対策までも含めた『持続可能な社会』の実現に向けて、すべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

この将来像の実現のためには、一人一人の行動が重要です。そのため、県は、環境が社会や経済とともに向上するような社会経済システムに変えていくため、「地域環境力の向上」と「グリーンな経済システムへの加速」を進めていきます。



▲図1-2-1-1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略

2 将来像実現のための政策と施策項目

環境基本計画の目標とする将来像を実現するため、4つの環境分野の政策ごとに施策項目を掲げ、これに沿って体系的な施策を展開しています。



▲図1-2-1-2 環境基本計画の将来像実現のための政策と施策項目

第2節 環境基本計画の進捗状況の点検評価

1 総合的評価

(1) 環境基本計画の基本的事項

① 計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体間で将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有しています。

また、「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」や「循環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定しており、地球温暖化対策や資源循環型社会形成などの

個々の分野の具体的な目標や施策は、これらの個別計画において定めることになり、各個別計画は、基本計画の実施計画となるものです。

② 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

③ 施策の基本的戦略

将来像実現のため、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」及び「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、具体的目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進するものです。

▼表1-2-2-1 将来像実現のための基本的戦略とプログラム分野ごとの個別計画

宮城県環境基本計画	
I グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	
■ 地域環境力の向上	1 宮城“グリーン”行動促進計画
■ グリーンな経済システムへの加速	
II 各分野に関する重点プログラム	
● 地域からの地球温暖化対策の推進	2 環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」*
	3 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画
● 資源循環型社会の形成	4 宮城県循環型社会形成推進計画
● 豊かな自然環境の保全	5 宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
● 環境負荷の少ない交通の推進	6 宮城県自動車交通環境負荷低減計画
● 健全な水循環の確保	7 宮城県水循環保全基本計画及び流域別計画

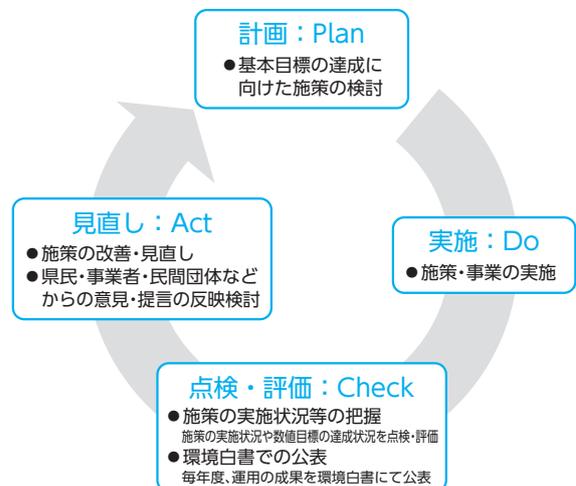
※ 環境基本計画の個別計画である「脱・二酸化炭素 連邦みやぎ推進計画」が平成22年度で計画の目標年を迎え、新たな地域温暖化対策実行計画を平成22年度中に策定する予定でしたが、東日本大震災により、原子力発電等の国のエネルギー施策の大幅な見直しが必要であること等を考慮し、当面の間、計画策定が延期されました。よって、新計画が策定されるまで、環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」により進行管理しています。

(2) 平成23年度における点検評価結果

本計画に掲げる各個別計画は、計画の目標を達成するため、各種指標による目標値を設定し、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこととしており、「当該年度に達成すべき目標値等」に対する「指標の現況値」の状況を示す「達成度」及び「前年度実績値」からの改善度により評価を行いました。

その結果、測定可能な直近年度において、管理指標19項目のうち、10項目で「当該年度に達成すべき目標値等」を達成しています。

なお、本計画は、環境マネジメントシステム(右図参照)の考え方に基づき、進行管理を実施しています。



▲図1-2-2-1 環境マネジメントシステムに基づく計画の推進イメージ

▼表1-2-2-2 各個別計画の管理指標の目標値達成状況

基本的戦略	個別計画	管理指標	目標達成状況 ^{*1}	平成23年度において講じた主な施策 ^{*3}
I グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	宮城“グリーン”行動促進計画	環境配慮行動宣言登録件数	みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数(人) 	みやぎe行動(eco do!)宣言の普及拡大のため、以下の取組を実施。 ・みやぎe行動(eco do!)出前講座 ⇒県内小学校延べ20校で実施 ・住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度とのタイアップによる普及拡大活動の実施
			みやぎe行動(eco do!)宣言登録事業者数(件) 	
			環境マネジメントシステム構築事業者数(件) 	
II 各分野に関する重点プログラム				
地域からの地球温暖化対策の推進	環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」 ^{*4} 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	—	—	・「みやぎ環境税」の活用による太陽光発電設備やその他省エネルギー設備の導入費用の一部を支援
		県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算 千kL)		
資源循環型社会の形成	宮城県循環型社会形成推進計画	県民1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	^{*2}	・「資源循環コーディネーター」による企業訪問活動を実施 ・「宮城県グリーン製品」を認定し、利用拡大を促進 ・産業廃棄物税を活用した3R推進のための設備整備や研究開発に対する支援 ・不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発活動
		一般廃棄物リサイクル率(%)	^{*2}	
		一般廃棄物最終処分率(%)	^{*2}	
		産業廃棄物排出量(千t/年)	^{*2}	
		産業廃棄物リサイクル率(%)	^{*2}	
		産業廃棄物最終処分率(%)	^{*2}	
豊かな自然環境の保全	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%)		・里山林の紹介と斡旋による県民や企業と協働した森づくりの普及活動 ・特定鳥獣保護管理計画の策定 ・山岳指導員による自然保護思想等の普及啓発の実施
環境負荷の少ない交通の推進	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	二酸化窒素の治道における環境基準達成率(%)		・整備不良車や過積載車等の指導取締をはじめ自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減のための取組を実施 ・第3セクター鉄道事業に対する補助等をはじめ自動車交通量の低減に資する取組を支援 ・ラジオスポットCM等でエコドライブに関する普及啓発を実施
		浮遊粒子状物質の治道における環境基準達成率(%)		
		自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率(%)		
		自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減率(%)		
健全な水循環の確保	宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画	清らかな流れ(点)		・北上川流域及び名取川流域における水道水源特定保全地域の指定を実施
		豊かな流れ(点)	^{*2}	
		安全な流れ(点)	^{*2}	
		豊かな生態系(点)	^{*2}	

※1 目標達成状況におけるマークの意味は以下のとおりです。

: 年度目標を達成した項目

: 年度目標は未達成であるが、前年度数値から改善している項目

: 年度目標は未達成であり、かつ前年度数値を改善できなかった項目

なお、年度ごとの達成目標値を設定していない場合においてもその進捗を確認するため、各計画策定時の現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した場合の目安として年度ごとの目標値を算出し、確認しています。

※2 平成22年度における目標達成状況を示しています。(平成22年度が「測定可能な直近年度」となっています。)

※3 具体的な内容は、第2節2から7における「平成23年度に講じた施策」の中で示しています。

※4 環境基本計画の個別計画である「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画により進行管理しており、新たな地域温暖化対策実行計画を平成22年度中に策定する予定でしたが、東日本大震災により、原子力発電等の国のエネルギー施策の大幅な見直しが必要であること等を考慮し、当面の間、計画の策定が延期されました。新計画が策定されるまで、環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」により進行管理しています。なお、管理指標は設定していません。

(3) 平成23年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

今日の環境問題は、解決すべき課題に対応した多様な施策手段を適切に活用するとともに、最適な組合せで施策を展開することが必要です。

また、県民及び事業者等のすべての主体の中に環境への配慮が織り込まれ、継続的に環境保全への取組の改善を図っていく仕組みの構築に向けた施策が重要となります。

そこで、県自らも県有施設のスマート化や、県内事業者から創出される環境価値に対する国内クレジットやカーボン・オフセット事業等を率先垂範することにより、事業者等を牽引していかなければなりません。

平成23年度から、地球温暖化をはじめとした喫緊の環境問題への対応と、本県の豊かな環境を守ることを目的に、「みやぎ環境税」を活用した施策展開が始まりました。東日本大震災に対する復旧・復興に配慮し、今後は「自然エネルギー普及の加速化・省エネルギー対策の推進」と「生活基盤の再建と災害に強い県土づくり」という視点を

盛り込み、宮城の将来像の実現に向けた事業を実施していきます。

また、東日本大震災を踏まえた新たな「地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、同計画の実施計画として位置付けられる「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」においても新たな目標値を設定し、県内における温室効果ガス排出削減に向けた取組と自然エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進を進めていきます。

自然エネルギー等の中でも、住宅用太陽光発電システムは、県民に最も身近で普及が進みつつあるエネルギーであり、環境への配慮のみならず、節電や防災の観点からも効果が見込めることから、県内住宅への太陽光発電システムの導入を加速させます。

さらに、震災からの復興に向かう中で、県民及び事業者における環境配慮行動の促進及び定着は、基本計画で掲げる将来像である「持続可能な社会の実現」の観点から必須であることから、インセンティブを付与する施策を展開します。

2 “グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

～宮城“グリーン”行動促進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

地球温暖化対策をはじめとした環境分野全体を「行動促進」という観点で捉えた計画であり、環境基本計画に基づく「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」を推進するための実施計画として位置付けられています。

② 施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な行動について、一人一人の個別の行動促進対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動ができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革（地域環境力^{※1}の向上及びグリーンな経済システム^{※2}への加速）を目指すものです。

※1 地域環境力：
地域における各主体のより良い環境、より良い地域を創っていかうとする意識・能力の高まり
※2 グリーンな経済システム：
環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者が市場において適切に評価されること

③ 計画期間

平成23年度から平成27年度まで

(2) 平成23年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「豊かな社会構築に進む中で、一人一人の行動により県内の環境負荷を減らす」こととして、数値目標を設定しています。

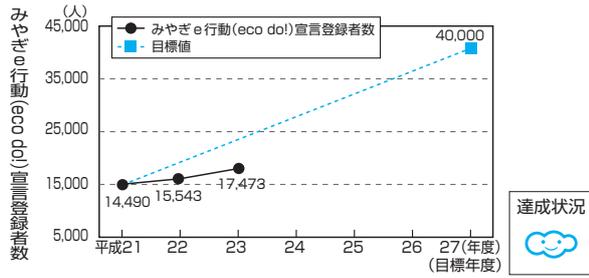
② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、平成23年度の状況は次のとおりでした。

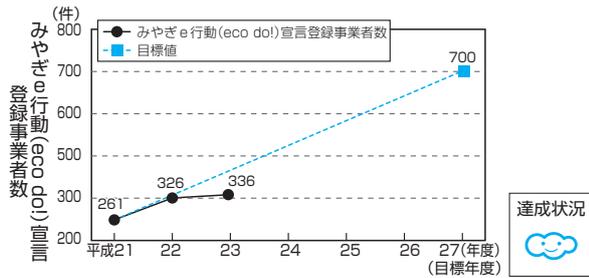
▼表1-2-2-3 宮城“グリーン”行動促進計画の指標値の達成状況

管理指標		目標値 (平成27年度末)	実績値
環境配慮行動 宣言登録件数	みやぎe行動(eco do!) 宣言登録者数 ^{※1}	40,000人	14,473人
	みやぎe行動(eco do!) 宣言登録事業者数 ^{※2}	700事業所	336事業所
環境マネジメントシステム構築事業者数		800事業所	634事業所

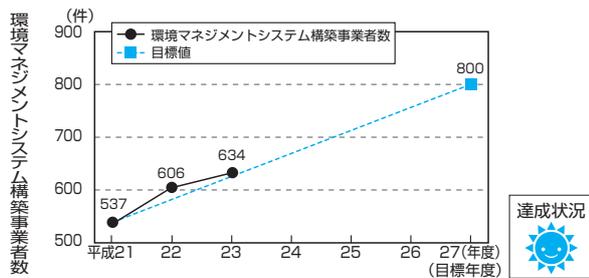
※1 県民向けの「わたしのe行動(eco do!)宣言」があります。
※2 事業者向けの「わが社のe行動(eco do!)宣言」があります。



▲図1-2-2-2 環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録者数の推移



▲図1-2-2-3 環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録者事業者数の推移



▲図1-2-2-4 環境マネジメントシステム構築事業者数の推移

環境配慮行動宣言登録件数は、目標値に達していないものの、みやぎe行動(eco do!)宣言登録者数については昨年度実績と比べて12.4%増加しました。

また、環境マネジメントシステム構築事業者数は、年度目標をわずかに上回り、目標達成に向け順調に推移しています。

③ 平成23年度に講じた施策

ア 地域環境力の向上を目指した取組

平成23年度から小学生を対象に始めた「みやぎe行動(eco do!)出前講座」における普及啓発や、住宅用太陽光発電システムの導入に対する補助制度とのタイアップにより、みやぎe行動(eco do!)宣言登録の促進に努め、環境配慮行動の家庭や地域への拡大を図りました。

- みやぎe行動(eco do!)出前講座
対象：県内小学校4～6年生1,003人(1,003件の宣言登録)
- 住宅用太陽光発電システム補助者へのe行動(eco do!)喚起
1,035件の宣言登録

イ グリーンな経済システムへの加速を目指した取組

企業や団体等と情報交換を行い、「わが社のe行動(eco do!)宣言手引書」を配布するなど、事業者への環境配慮経営の普及促進を図りました。

なお、平成23年度は、震災復興業務を優先したため、セミナー等を通じた広報は実施しませんでした。

(※ア、イの詳細は第3部第1章及び第5章に記載しています。)

④ 現状及び課題

本計画の基本目標を達成させるためには、日常生活及び事業活動の変革が重要であることを踏まえ、平成23年度から新たな指標で進捗状況を管理しています。

本計画の指標のうち、環境マネジメントシステム構築事業者数は、目標値に向かって順調に推移しており、事業活動における環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の広がりが期待できます。

一方、環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録件数は、各種事業に関連させて普及に努めていますが、震災復興業務が優先されたことで休止事業も多く、普及啓発活動を実施する機会が例年以上に減ったことから、目標値に届きませんでした。

⑤ 今後の施策の方向性

日常生活及び事業活動を環境に配慮したものにしていくためには、環境と地域活動と経済がそれぞれ相互に関連し合い、向上していくような地域社会に変えていくことが重要です。

近年、環境意識の高まりから、道路や河川等での環境保全活動への取組や、企業の社会的責任の一環として植林活動に参加する事業者が増加しており、社会との関連性が芽生えつつあります。この関連性をさらに高めるためには、県民、事業者、行政といった各主体一人一人が地域及び地球環境問題について自ら気づき、考え、行動することが重要です。

環境と経済の観点では、商品の購入やサービスの提供を受ける際に、環境配慮製品や環境配慮経営を実践している事業者を選択することで、環境性能に優れた技術及び製品の開発を促進し、環境と経済が両立した持続可能な社会の構築に向かうことができます。

本計画で掲げる目標達成に向け、各主体一人一人が参画できる機会や場となる各種施策を実施するとともに、主体一人一人の意識的な参画を促す「環境配慮行動宣言(みやぎe行動(eco do!)宣言)登録」と「環境マネジメントシステム」を普及していきます。

3 地域からの地球温暖化対策の推進

～環境基本計画重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

環境基本計画の個別計画である「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」は、地域レベルから地球温暖化対策を積極的に推進するため、県としての温室効果ガス削減目標、県民・事業者・行政の各主体に求められる役割・責務等を明らかにするとともに、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成に向けた県の推進方策等を示すものでした。

同計画は平成22年度を目標年度としており、新たな計画見直し作業を進めていましたが、東日本大震災の影響により新たな計画の策定が困難となったことから、上位計画である環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」に基づき、総合的な推進を図っています。

② 施策展開の考え方

以下の4つを重点的に推進し、多様な政策手法を組み合わせることで、より実効性の高い温室効果ガスの排出削減を総合的かつ計画的に推進します。

- “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業
- 自然エネルギー等の導入促進
- 省エネルギーの促進
- 二酸化炭素吸収源対策

③ 計画期間

平成18年4月から平成28年3月まで（環境基本計画による計画期間）

(2) 平成23年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

京都議定書の目標達成に向けた枠組みの中、これまでのエネルギー多消費型の生活様式及び社会システムを見直し、地域からの取り組みを積極的に推進し、地球温暖化防止に県民運動として取り組む社会の実現を図ります。（環境基本計画における「地域からの地球温暖化対策の推進」に係るプログラム目標。）

② 数値目標に係る指標値の状況

環境基本計画の重点プログラム「地域からの地球温暖化対策の推進」においては、管理指標を設定していません。

③ 平成23年度に講じた施策

- 地球温暖化対策推進法第23条の規定に基づき、知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員への活動支援等（推進員を対象とした研修会を1回開催し、地球温暖化防止に係る各種情報を提供するもの。）を行いました。
- 住宅用太陽光発電システムを設置した県民に、その経費の一部を補助することで、県内における導入を促進しました。
- 公共施設等の省エネ改修事業を行った他、市町村に対する補助を実施し、地球温暖化対策の推進に努めました。
- 「みやぎ環境税」を財源として、市町村が実施する地域の良好な環境の保全・創造に資する事業に要する経費に対し、交付金を交付し、市町村の取組を支援しました。
- 東日本大震災の影響による夏の電力需給の厳しい状況を受け、県民を挙げた節電運動を推進するため、県内の経済団体・消費者団体・環境団体等から構成される「みやぎ節電推進会議」を開催し、全県挙げての節電対策を推進しました。

④ 平成23年度点検評価を踏まえた課題

東日本大震災の影響により計画策定が困難となったことに加え、震災により国のエネルギー施策が大幅に見直される情勢であること、人口、世帯数及び自動車保有台数等本県の基礎データに変更が生じており、震災後のデータを踏まえた計画策定が必要です。

⑤ 今後の施策展開の方向性

「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」は、京都議定書及び京都議定書目標達成計画に対応した計画でしたが、震災や原発事故を踏まえた国のエネルギー政策の動向や再生可能エネルギー導入に対する機運の高まりを考慮しつつ、計画策定作業を進めていきます。

当面、温室効果ガス排出量削減に向け、県民・事業者・市町村等の各主体との連携協力により各種対策に取り組むほか、温室効果ガス排出量削減による事業活動や県民生活への利点の明示、補助制度等のインセンティブを検討していきます。

～自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

環境基本計画の地球環境保全及び「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」の重点的推進対策である新エネルギー導入促進と省エネルギー促進の実施計画として位置付けられています。

また、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進の必要性と可能性を示すことで、県民、事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、その実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図ります。

② 施策展開の考え方

本県における将来のエネルギー消費量の推計や京都議定書目標達成に向けた民生・産業・運輸各部門での施策、事業者としての県自らの率先的な取組等を体系的に整理し、次の施策を重点プロジェクトと位置付けて展開します。

- 住宅の省エネルギー促進プロジェクト
- “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業
- クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェクト
- 再生可能エネルギー促進プロジェクト

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

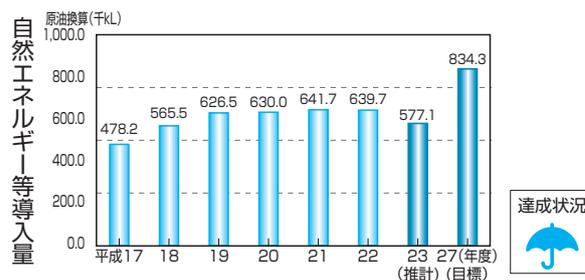
(2) 平成23年度における点検評価

① 計画の基本目標

化石燃料に由来するエネルギー消費量の削減に当たっては、各目標年において、削減必要量の10%以上を自然エネルギー等の導入により達成し、併せて省エネルギーの促進により削減目標量の達成を目指しています。具体的には、原油換算での自然エネルギー等の導入量として、平成27年度に834.3千kLを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成23年度の自然エネルギー等の導入量をみると、原油換算で577.1千kLとなっています。中でも、製紙・製材工場等におけるバイオマスボイラーをはじめ、主にバイオマスエネルギーの導入が進んでいましたが、東日本大震災によりバイオマスボイラーが被災し、一部が使用中止となったことから、目標を下回る結果となりました。



▲図1-2-2-5 自然エネルギー等導入の目標及び実績

③ 平成23年度に講じた施策

ア 自然エネルギー等・省エネルギー設備の導入支援

住宅用及び事業所用の太陽光発電設備やLED照明等の設備導入に対し補助を行いました。

イ 普及啓発事業の実施

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞の公募・審査を行っていますが、東日本大震災により延期されていた平成22年度大賞受賞者の表彰を実施しました。

(※上記ア～イの詳細は、第3部第1章に記載しています。)

④ 平成23年度点検評価を踏まえた課題

自然エネルギー等の導入量について、平成23年度実績では577.1kLであり、平成27年度目標に対する達成率は約69%でした。その要因としては、技術開発のスピードやコスト低減幅などが計画策定時の想定に至らなかったことのほか、東日本大震災によるバイオマス利用施設の一部が被災したことなどが挙げられます。

⑤ 今後の施策展開の方向性

この計画の上位計画であり、温暖化対策の実行計画である「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」が、平成22年度を目標年とし、同年度中に新たな計画を策定する予定でしたが、東日本大震災の影響により策定が困難となったことから、本計画においても、宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の意見を踏まえながら、計画の改訂作業を進めます。

また、宮城県再生可能エネルギー導入推進本部を設置して「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、全庁を挙げて再生可能エネルギーの導入推進に努めるほか、平成23年度から導入した「みやぎ環境税」を活用しながら、可能な限り、自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を進めていきます。

4 資源循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づく地域における循環型社会形成推進基本計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。「廃棄物処理法」という。)に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定した計画であり、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を越えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

「循環型社会の形成～意識から行動へ～」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、課題の大きい廃棄物等に係る個別対策が必要であることから、以下の基本方針を掲げ、廃棄物の適正処理の推進も含めた施策を展開していくこととしています。

【基本方針】

- すべての主体の行動の促進
- 循環型社会を支える基盤の充実
- 循環資源(廃棄物等)の3Rの推進

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで
(中間目標年度：平成22年度)

(2) 平成23年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の最終目標年度である平成27年度の基本目標値を次のとおり定めています。

・一般廃棄物

県民1人1日当たりのごみ排出量	930g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分量	12%

・産業廃棄物

排出量	11,450千t/年
リサイクル率	31%
最終処分量	1%

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る平成22年度(中間目標年度)の指標値は下記のとおりですが、一部の指標では実績値が最終目標年度である平成27年度の目標値に既に達しています。

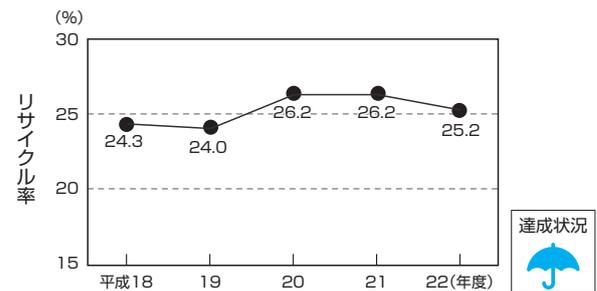
・一般廃棄物

	平成22年度 (中間目標年度)の目標値	実績値
県民1人1日当たりのごみ排出量	1,000g/人・日	961g/人・日
リサイクル率	30%	25.2%
最終処分量	12%	12.3%

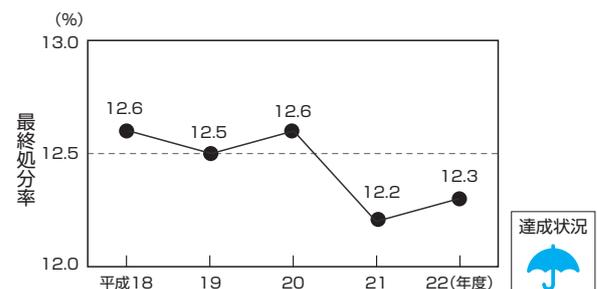


▲図1-2-2-6 1人1日当たりごみ排出量^(注)の推移

(注) ごみ総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量
※ 平成20年度の排出量は、岩手・宮城内陸地震による災害廃棄物を除いています。また、平成22年度の排出量は、東日本大震災による災害廃棄物を除いています。



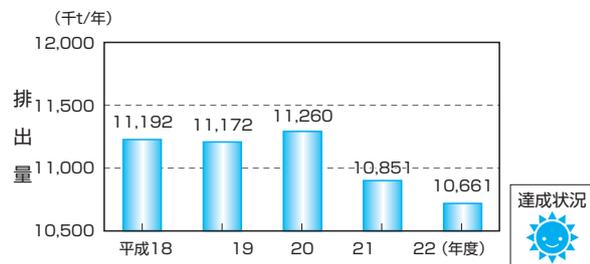
▲図1-2-2-7 リサイクル率の推移



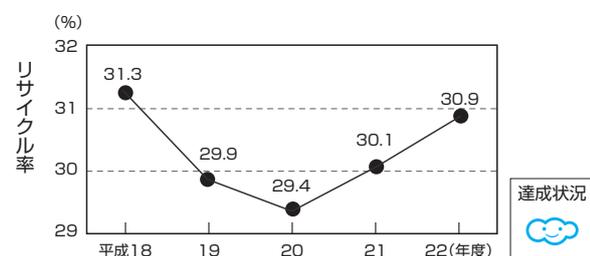
▲図1-2-2-8 最終処分量の推移

・産業廃棄物

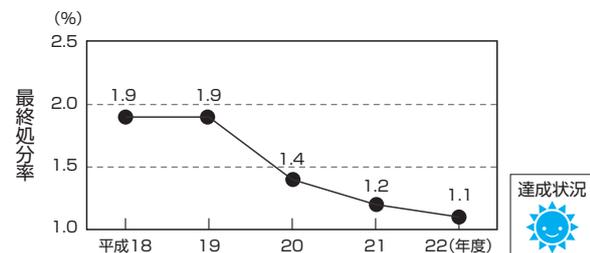
	平成22年度 (中間目標年度)の目標値	実績値
排出量	11,971千t/年	10,661千t/年
リサイクル率	31%	30.9%
最終処分率	2%	1.1%



▲図1-2-2-9 排出量の推移



▲図1-2-2-10 リサイクル率の推移



▲図1-2-2-11 最終処分率の推移

(※詳細は第3部第2章に記載しています。)

④ 平成23年度点検評価結果を踏まえた課題

計画の基本目標に対する現況値は、ほとんどが前年度より向上しており、施策は順調に実施されていると思われていますが、廃棄物に関する指標は経済動向を反映し、変化しやすいことから、引き続きその動きを注視していく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

計画の基本理念及び基本方針に基づき、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源(廃棄物等)の3Rの推進」及び「廃棄物の適正処理の推進」に関し、より有効な手段を組み合わせる施策を展開していきます。

③ 平成23年度に講じた施策

- 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動を実施しました。
- 県内企業の3Rの取組を支援するため「資源循環コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。
- グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の3Rを促進するための設備整備や研究開発に対して費用助成を行いました。
- 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、違反行為の早期発見・早期対応を実施しました。

5 豊かな自然環境の保全

～宮城県自然環境保全基本方針及び関係計画～

(1) 基本方針の概要

① 基本方針の位置付け及び役割

宮城県自然環境保全基本方針は、「自然環境保全条例」(昭和47年条例第25号)に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において、次の3つの基本目標を掲げ、それぞれについて、各種計画・事業により実現を図っていきます。

【3つの基本目標】

- 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成
(場の確保)
- 生物多様性の保全と自然環境の再生
(質の確保)
- 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり
(主体の確保)

(2) 平成23年度における点検評価結果

① 基本方針における基本目標

3つの基本目標のうち、「場の確保」に関する「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」について数値目標を設定し、平成27年度において現状維持の26%とすることを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成23年度は、昨年度と同様に26.06%となっており、数値目標である26%を達成しています。

▼表1-2-2-4 県土面積に占める割合の変遷

面積単位:ha

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
自然公園面積	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	171,199	
県自然環境保全地域面積	7,815	7,815	7,817	7,817	7,817	8,572	8,572	8,572	
緑地環境保全地域面積	10,092	10,092	10,092	10,101	10,101	10,101	10,101	10,101	
合計(A)	189,106	189,106	189,108	189,117	189,117	189,872	189,872	189,872	
県土面積(B)	728,553	728,560	728,573	728,573	728,573	728,575	728,575	728,575	達成状況
A/B (%)	25.96	25.96	25.96	25.96	25.96	26.06	26.06	26.06	

③ 平成23年度に講じた施策

ア 豊かな生態系の保全とネットワークの形成(場の確保)を目指した取組

「豊かなみどり空間の保全・創出」として、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるため、活用できる里山林の紹介と斡旋を実施しました。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生(質の確保)を目指した取組

- 鳥獣の保護繁殖を図り、また傷病野生鳥獣の保護から野生復帰までの一貫した救護システムの構築を図るため、鳥獣保護区等の整備による「野生生物保護対策の推進」を実施しました。
- 伊豆沼・内沼自然再生推進事業では、自然再

生実施計画案を策定し、沈水植物の増殖・移植、導水実験等及びモニタリングを実施しました。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり(主体の確保)を目指した取組

山岳指導員による自然保護思想等の普及啓発を実施しました。

(※ア～ウの詳細は、第3部第3章に記載しています。)

④ 平成23年度点検評価を踏まえた課題

- 自然環境の保全再生の推進においては、複雑多様な連鎖、因果関係で成立する自然を対象とすることから、科学的知見とそれに基づくシナリオの検討を行い、事業に着手した後もモニタリングを継続して実施し、その結果を

科学的に評価し、それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により進める必要があります。

- 野生生物の保護管理の推進において、イノシシ及びニホンジカの個体数調査については、生息密度が低い区域であったことや、東日本震災の影響で事業開始が遅れたことにより、捕獲頭数の実績が上がりませんでした。
- 豊かなみどり空間の保全・創出においては、県民や企業と協働した森づくりを県内に広めるために、活動の場となる適地を掘り起こし、計画的に事業展開していく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）

○ 自然保護対策の推進

自然公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の開発行為などについて、自然公園法等に基づく適切な指導を行い、優れた自然環境の保全と適正な利用を図ります。

また、平成23年度に事業を中止した南三陸金華山国定公園内の金華山島や栗駒国定公園内の栗駒山の雪田植生地域等、特に優れた自然環境を有する地域の自然環境保全対策を実施します。

○ 豊かなみどり空間の保全・創出

市町村の公共施設などへの植樹を通じて、身近なみどり空間の保全・創出を図ります。

また、民間企業、NPO及び県民との協働による里山等の整備・再生活動を支援するとともに、県民が豊かな自然とふれあうことができる場の創造に向け、NPOによる利活用等を含め、県有財産の保全・有効利用を図ります。

さらに、林地開発行為及び大規模開発行為について、法令等に基づき適切な指導・監督を行い、みどり空間を保全します。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）

○ 野生生物保護対策の推進

第11次鳥獣保護計画を策定し、既存の鳥獣保護区や休猟区の見直し等を行い、新たな鳥獣保護体制を構築します。

また、震災後の鳥獣の生息状況調査を実施するとともに、レッドデータブックを改訂し、希少野生動植物保護及び生息環境の保全を目指し

ます。

○ 自然環境保全・再生の推進

ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼について、関係者で組織された自然再生協議会で事業内容を検討し、自然再生事業を推進します。

渡り鳥の中継地、繁殖地である蒲生干潟については、東日本大震災に伴う津波により被災し、地形等が大きく改変したことにより、被災前に策定した実施計画に基づく事業の実施は困難と判断しました。平成24年度以降はモニタリング調査を実施し、自然環境等の変化を見守ることとします。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）

森林環境教育の指導者（宮城県森林インストラクター）の養成を進めるとともに、自然保護思想の普及啓発を図るため、自然とふれあう機会の提供や、森林とふれあう活動に対する支援などの事業を実施します。

また、自然環境学習の拠点施設となる伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び蔵王野鳥の森自然観察センター並びに森林レクリエーションや憩いの場として、「県民の森」、「昭和万葉の森」及び「こもれびの森」の運営管理を行います。

6 環境負荷の少ない交通の推進

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

自動車交通に伴う環境負荷の低減方策の基本的な考え方とその目標を示し、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与するものです。

また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割を担うものです。

② 施策展開の考え方

自動車交通公害及び地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア 総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

イ 広域的、長期的な取組

自動車環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

ウ 優先的な取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施します。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成23年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

以下の3つの目標を掲げ、それぞれの目標のもとに具体的な数値目標を定めています。

【3つの基本目標】

- 道路沿線の大気環境を改善する
- 道路沿線の騒音を改善する
- 自動車からの二酸化炭素排出量を減らす

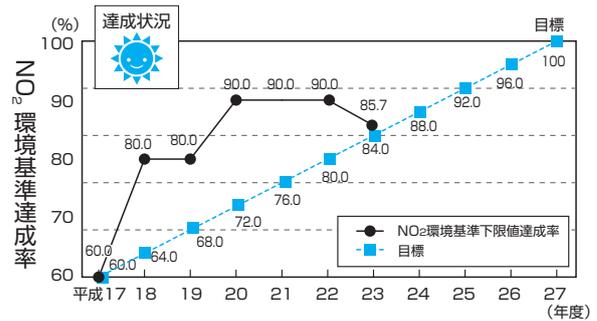
【数値目標】

- 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率 …100%
- 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率 …100%
- 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率 …100%
- 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量…10%

② 数値目標に係る指標値の状況

ア 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率

平成23年度は、自動車排出ガス測定局9局において二酸化窒素環境基準下限値の達成率84%を目指していましたが、評価対象となった7局中6局が達成し、達成率は85.7%でした。

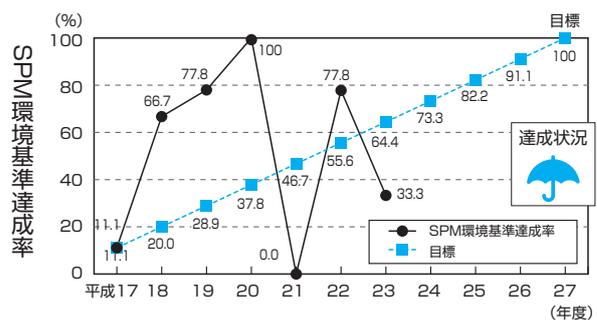


▲図1-2-2-12 自動車排出ガス測定局 二酸化窒素環境基準下限値達成率 (日平均98%除外値)

イ 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率

平成23年度は、自動車排出ガス測定局9局において浮遊粒子状物質環境基準 (短期的評価) の達成率64.4%を目指していましたが、実績では6局で未達成となり、達成率は33.3%でした。

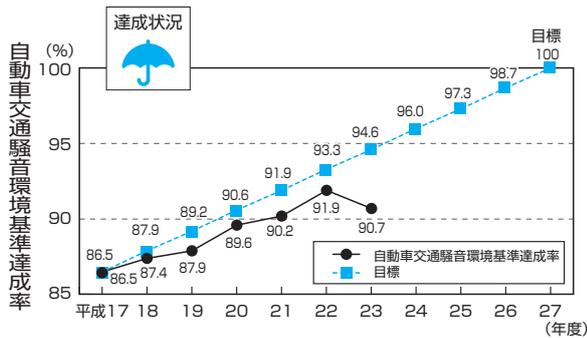
環境基準 (短期的評価) が達成できなかった理由として、全県的に観測された黄砂の影響によるものと考えられます。(※平成21年度の達成率の減少も、同様に黄砂の影響と考えられます。)



▲図1-2-2-13 自動車排出ガス測定局 浮遊粒子状物質環境基準達成率 (短期的評価)

ウ 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

平成23年度は、自動車交通騒音評価対象区間において、対象世帯の94.6%が昼間、夜間ともに環境基準を達成することを目指しており、対象世帯72,778世帯のうち、66,030世帯が目標値に達し、達成率は90.7%でした。

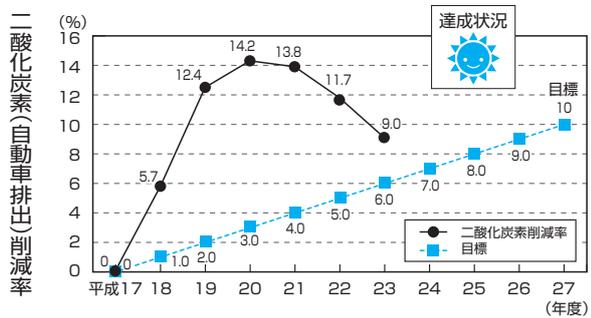


▲図1-2-2-14 自動車交通騒音達成率の道路に面する地域の環境基準達成率(昼間・夜間とも達成)

工 自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量

二酸化炭素排出量の算出は、統計データの入手の都合上時間を要するため、毎年度の進行管理に当たっては、県内のガソリン及び軽油の販売実績から算出した「暫定値」により評価することとしています。

平成17年度(基準年)における二酸化炭素排出量暫定値は5,930,564tであり、平成23年度は、この暫定値から6%削減することを目標とし、削減実績は542,791tで、平成17年度からの削減率は9%でした。



▲図1-2-2-15 自動車からの二酸化炭素排出量(平成17年度からの削減率)

③ 平成23年度に講じた施策

ア 自動車からの環境負荷の低減を目指した取組

低公害車については、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」を踏まえて県自らが率先して導入するなど普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減を図りました。

イ 発生する自動車交通量の低減を目指した取組

第3セクター鉄道事業(阿武隈急行)に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。

ウ 交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備な

ど「道路網の整備」を推進するとともに、信号機や交通管制センターの高度化、違法駐車等の指導取締りの強化及び交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

エ 自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報をホームページで提供するなどの情報提供を行ったほか、ラジオスポットCM、運転免許更新講習教本でのPR等を実施するとともに、「エコドライブ宣言」の登録者(個人・事業者)に対し、エコドライブ宣言ステッカーを交付し、エコドライブの実践を促しました。

④ 平成23年度点検評価を踏まえた課題

各管理指標は、いずれも計画策定時の現況値よりも改善傾向を示しており、全体として目標達成に向かっている。特に自動車からの二酸化炭素排出量は、計画年度を前倒しで目標値を上回る削減率となっています。

一方、自動車交通騒音に係る環境基準達成率は改善傾向ではあるものの、前年度に引き続き当年度目標を下回っている状況であり、計画目標の達成のためには、各種施策を総合的かつ効果的に推進し、県民・事業者等が一体となって自動車交通公害の解決に向けて取り組むよう促すことが必要です。

⑤ 今後の施策の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の3つの施策を重点的に推進することとしています。

【3つの重点施策】

- 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく燃費の良い「低公害車」の普及促進
- 経済的メリットがあり、運転者の誰もが気軽に取り組める「エコドライブ」の普及促進
- 県内で最も交通量が多く自動車交通に係る環境負荷の大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策の推進

また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発及び調査測定を基本的な7施策とし、地域や路線ごとの状況に応じて施策を選択し、効果的に推進することとしています。

今後も、計画に掲げた重点施策を中心に据えて、他の行政機関と連携した効果的な施策の推進を着実に進めていくとともに、ホームページをはじめとして各種媒体を活用した県民・事業者へのエコドライブの普及・啓発を一層図っていきます。

7 健全な水循環の確保

～宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画～

(1) 計画の概要

① 位置付け・役割

宮城県水循環保全基本計画は、「ふるさと宮城の水循環保全条例」(平成16年条例第42号)に基づき策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置付けられています。

また、流域水循環計画は、水循環基本計画に基づき策定されています。

② 施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、流域ごとの特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を流域水循環計画で示しています。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域、南三陸海岸流域、阿武隈川流域の順で策定します。

また、施策を効果的に実施するために、流域全体を視野に入れた「流れの視点」から計画を策定していきます。

【流れの視点】

- 施策の連携（一つの要素に対して効果のある複数の施策を連携させる）
- 上流域と下流域の連携（流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携する）
- 各計画主体間の協働（施策の円滑な推進に向けて、県民、民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等が互いに連携を図る）

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成23年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

健全な水循環を保全することを目標に、「清らかな流れ」「豊かな流れ」「安全な流れ」「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とした場合、県全体で、それぞれの現況値（本計画策定時点で順に、7.5、7.6、6.4、6.5）を維持・向上することとしています。

また、県内を5つの流域に区分し、流域ごとにその地域特性を考慮しながら、各現況値を維持・向上することを目標としています。

ア 清らかな流れ

水質環境基準点におけるBOD、COD、全窒素及び全リンに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点となります。

イ 豊かな流れ

地下水涵養量（森林の流出係数との乖離）及び河川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ河川からの利水量がない場合10点となります。

ウ 安全な流れ

河川整備率（整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合）で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点となります。

エ 豊かな生態系

植物自然充実度及び河川生物生息環境指標で表す指標で、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点となります。

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る指標値において、測定可能な直近年度の状況は下記のとおりでした。

▼表1-2-2-5 基本目標における指標値の達成状況

管理指標	目標値 (点)	実績値 (点)	達成状況
清らかな流れ	9.0	8.4	
豊かな流れ	7.6	7.6	
安全な流れ	6.4	6.4	
豊かな生態系	6.5	6.5	

※ 「清らかな流れ」は平成23年度実績値であり、それ以外の管理指標は平成22年度実績となっています。

管理指標のうち、「清らかな流れ」は8.4点でした。従来からの河川の環境基準の達成率が高いのに加え、海域の環境基準の達成率が改善したことにより、前年度数値から1ポイント上昇しましたが、湖沼における達成率が依然として低位にとど

まっていることにより、当該年度の目標値には届きませんでした。

「安全な流れ」については、東日本大震災による施設の被災により河川整備済の区間延長が減少したことから、前年度より0.1ポイント減少しました。

「豊かな流れ」及び「豊かな生態系」については、指標値のデータが毎年度更新されるものではなかったため、計画策定時における指標値から更新していませんでしたが、基礎データを定期的な更新が可能なものへ代替し、実績を算出しました。その結果、目標値が維持されていることを確認できました。

③ 平成23年度に講じた施策

平成21年度に流域計画を策定した鳴瀬川流域については、関係行政機関や民間活動団体等による取組の実施状況や計画で設定した管理指標状況の取りまとめを行いました。

また、平成22年度に流域計画を策定した名取川流域及び北上川流域については、水道水源特定保全地域の指定を行いました。

④ 平成23年度点検評価を踏まえた課題

既に計画が策定された流域にあっては、当初に盛り込まれた取組の状況把握を行うとともに、新たな取組の拾い上げを行うこと等により、計画の実効性を高める必要があります。

また、新たな計画の策定に向けて、それぞれの流域の特徴を踏まえ、具体的な施策・取組をできる限り盛り込んだ計画を策定し、計画に沿って地域の各主体が中心となった持続的な水循環保全活動が図られるよう進行管理を行う必要があります。

す。

計画の実効性を高めるためには、身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起し、NPO法人等を核とする地域連携活動の仕組みづくり等を支援していくことが重要です。

⑤ 今後の施策の方向性

既に策定した鳴瀬川流域、北上川流域、名取川流域の水循環計画に基づく事業の進行管理を行っていくとともに、残余の2流域（南三陸海岸流域、阿武隈川流域）については、東日本大震災の影響を勘案し、平成27年度までを目標に流域水循環計画の策定作業を進めていきます。

これにより、計画の進行管理と新たな流域計画の策定作業とを並行して進めていくことになるため、将来を見据えながら、現場と望ましい将来像を意識し、実効性ある「計画づくり」「運用」「評価」「見直し」の作業を進めます。

これまでは、各主体が、環境、治水、利水などのそれぞれの限定した側面を捉えて解決を図る「場の視点」に立った取組を実施してきましたが、流域全体の「流れの視点」に立ち、上流域と下流域の連携及び各主体間の協働連携を重視し、具体的な目標と施策を示し、点検を重ねながら、各流域の健全な水循環の保全に向けた取組を推進していく必要があります。

また、身近な地域環境へ対する県民の関心を喚起するため、流域の関係者を参集した推進会議の開催や、先進事例に学ぶ講演会を開催するとともに、流域における民間団体の活動支援について検討します。